

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第 1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月

20 歳になった時から毎月欠かさず国民年金保険料を納付してきたのに、平成 10 年 3 月分の保険料が未納となっている。

当時は両親が経営する店を手伝っており、その店の近くにあった銀行で、数か月分の保険料をまとめて納付していた。

保険料の納付については、未納とならないよう常に意識してきたし、1 か月分だけ納付しなかったとは考えられないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納が無く、厚生年金保険から国民年金に切り替わる際にも適切に手続を行い、保険料を納付していることから、納付意識が高かったと考えられる上、当時、同居していた家族は申立期間の保険料を納付しており、申立人の保険料だけが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人が保険料を納付したとする銀行は、申立期間当時から申立人の両親が経営する店の近くにあり、申立人の主張する納付の状況についても、確認できた当時の状況と合致し、申立内容の全体を通じて申立人の主張に矛盾はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和29年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月31日から同年4月1日まで

昭和23年5月にA社B工場に採用され、28年1月に同社C事業所（厚生年金保険は同社本社において適用）に異動し、29年4月1日付けで同社B工場に戻ってきた。

ところが、社会保険庁の記録では、昭和29年3月31日にA社本社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失したこととなっており、この結果、厚生年金保険の加入期間に1か月の空白が生じていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社（現在は、D社。）の在職証明書及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和29年4月1日に同社C事業所から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年2月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明とし

ているが、事業主が資格喪失日を昭和 29 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から同年 6 月まで

昭和 46 年 3 月、知人の紹介で A 社に入社し、同年 6 月まで勤務していた。午前 8 時 30 分から午後 5 時まで勤務し、営業をしていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人の履歴書により、申立人が、昭和 46 年 3 月から同年 5 月までの期間において、A 社に勤務していたことはうかがえるものの、申立期間において、同社で継続的に勤務していたことまで確認できる資料や周辺事情は無い。

また、申立人は、申立期間において、A 社から厚生年金保険被保険者証及び健康保険証を交付されたこと、並びに給与から厚生年金保険料が控除されていたことを明確には記憶していない上、同社へ就職する際、厚生年金保険被保険者証を提出した記憶も無いとするなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
昭和 44 年 9 月まで A 社に勤務していたのに、厚生年金保険の記録では同年 7 月 1 日に資格を喪失している。  
健康保険についての記憶は無いが、昭和 44 年 9 月まで勤務していたのは間違いないので、その間厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の閉鎖登記簿により、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたこととはうかがわれるが、同社は既に廃業している上、申立人は、同社における雇用保険の記録も確認できない。

また、A 社の元従業員全員について調査しても、申立人を除く 6 人のうち 3 人は死亡、3 人は連絡先不明のため、申立人の同社における勤務の実態について有力な証言を得ることもできない。

さらに、申立人は、独立して事業を開始した同僚と共に、同じ時期に A 社を退職したとしているところ、同僚の資格喪失日（昭和 44 年 7 月 11 日）と申立人の資格喪失日（同年 7 月 1 日）がほぼ同時期であることが確認できることから、申立人の同年 9 月末まで勤務していたとする主張は不自然である。

加えて、申立人は、A 社での勤務を開始した時期及び退職した時期についての記憶が不明確である上、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書や源泉徴収票等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総

合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで

昭和 39 年 5 月に A 事業所を退職し、同年 6 月に父が経営していた B 事業所に妻と一緒に入社した。妻と同じ事業所で勤務し、健康保険証も持っていたのに、申立期間について、妻の厚生年金保険への加入記録はあるのに、私の記録が無いことに納得できない。

当時の資料は残っていないが、働いていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の妻の証言により、申立人が B 事業所で勤務していたことはうかがえるが、同事業所は既に廃業しており、人事記録や賃金台帳等の資料が残されていないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

また、申立人は、申立期間において、通院していた病院で健康保険証を使用していたとしているが、申立人から聴取した病院（13 か所）を調査しても、通院していたとの証言（2 か所）及び通院をうかがわせる患者番号の記録（1 か所）は確認できたものの、いずれの病院にも使用していた保険証の種類について記録が残されていないことから、申立人が政府管掌健康保険に加入していたことを確認することができない。

さらに、申立人及びその妻は、B 事業所における厚生年金保険関係の事務手続は、当時申立人の母親が行っていたとしており、



申立人は、厚生年金保険に加入していたこと、及び保険料を控除されていたことについて記憶が明確でなく、このほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等も無い。

加えて、申立期間において、申立人が雇用保険に加入していた記録も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 1 委員会 の 結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立 の 要旨 等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月 5 日から同年 12 月 31 日まで  
昭和 21 年 3 月 5 日に A 社に採用となり、23 年 2 月に依願退職するまで切れ目なく働いていたのに、同社での厚生年金保険への加入が 22 年 1 月 1 日からとなっている。

任用された時の書類と A 社の退職証明書もあるので、昭和 21 年 3 月 5 日から同年 12 月 31 日までの間についても、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい

第 3 委員会 の 判断 の 理由

申立人から提出された任用書及び A 社の退職証明書により、申立期間において、申立人が A 社の正社員として勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社は、申立人が昭和 21 年 8 月まで配属していたとしている同社 B 出張所を管轄する同社本店においては、同社本店が新規適用事業所となった 19 年 6 月に被保険者資格を取得させて以降、22 年 1 月までの間に被保険者資格を取得させた者は無いと回答しており、このことは、同社本店に係る被保険者原票照会回答票により、19 年 6 月に 104 人が厚生年金保険の被保険者資格を取得して以降、144 人が被保険者資格を取得した 22 年 1 月 1 日までの間、被保険者資格を取得した者は無いことが確認でき、同社の回答が社会保険庁の記録と一致していることから、申立人はこの間、厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったと推認される。

さらに、申立人が同僚であったとしている者（4 人）について

も、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していない上、申立期間のうち、申立人が昭和 21 年 9 月以降配属していたとしている A 社 C 支店（D 出張所）は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで  
短期大学を卒業後の昭和 40 年 4 月 1 日から実家の家業である A 社を手伝うこととなり、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで勤務していた。

同時に入社した母が昭和 40 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているにもかかわらず、私が 41 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得していることに納得できない。

なお、入社と同時に健康保険証の交付を受けた記憶がある。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間後の昭和 45 年 4 月に A 社へ入社し、後に事業主となった申立人の兄は、申立人及びその母が 40 年 4 月 1 日に同社へ同時に入社したと証言しているものの、申立人が、申立期間において、同社で継続的に勤務していたことまで確認できる資料や周辺事情は無い。

また、申立人が同時に入社したとするその母の厚生年金保険記号番号は昭和 40 年 4 月ごろに、申立人の厚生年金保険記号番号は 41 年 6 月ごろに払い出されている状況がうかがわれることから、A 社が、申立人とその母に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出を同時に行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間において、A 社から厚生年金保険被保険者証の交付を受けたこと、及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを明確には記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。